

改正案	現行
目次 第一章〜第四章（略） 第五章 測量士及び測量士補（第四十八条―第五十四条の二） 第六章〜第八章（略） 附則 （測量成果の公開） 第二十八条 何人も、国土地理院の長に対し、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる請求をすることができる。 一 次に掲げる書面の交付の請求 イ 基本測量の測量成果又は測量記録が書面をもつて作成されているときは、当該書面の謄本又は抄本 ロ 基本測量の測量成果又は測量記録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面	目次 第一章〜第四章（略） 第五章 測量士及び測量士補（第四十八条―第五十四条） 第六章〜第八章（略） 附則 （測量成果の公開） 第二十八条 基本測量の測量成果及び測量記録の謄本又は抄本の交付を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土地理院の長に申請をしなければならない。 （新設）

二 次に掲げる電磁的記録を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求

イ 基本測量の測量成果又は測量記録が書面をもつて作成されているときは、当該書面に記載された事項を記録した電磁的記録

ロ 基本測量の測量成果又は測量記録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記録した電磁的記録

2 前項の規定による請求をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(測量成果の複製)

第二十九条 基本測量の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書（これらが電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。第四十三条において「図表等」という。）を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土地理院の長の承認を得なければならない。

(新設)

2 前項の規定により謄本又は抄本の交付の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(測量成果の複製)

第二十九条 基本測量の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書（これらが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。第四十三条において「図表等」という。）を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、国

土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土地理院の長の承認を得なければならない。

(測量成果の写しの保管及び閲覧)

第四十二条 (略)

2 第二十八条の規定は、前項に規定する測量成果の写し及び測量記録の写しについての書面の交付の請求又は電磁的記録の提供の請求について準用する。

3 (略)

(測量士となる資格)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、測量士となる資格を有する。

一 大学(短期大学を除く。)であつて文部科学大臣の認定を受けたもの(以下この号及び次条第一号において単に「大学」という。)において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、測量に関し一年以上の実務の経験を有するもの

二 短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校

(測量成果の写しの保管及び閲覧)

第四十二条 (略)

2 前項に規定する測量成果の写し及び測量記録の写しの謄本又は抄本の交付を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土地理院の長に申請をしなければならない。この場合においては、第二十八条第二項の規定を準用する。

3 (略)

(測量士となる資格)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、測量士となる資格を有する。

一 大学(短期大学を除き、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)であつて文部科学大臣の認定を受けたもの(以下この号、次条、第五十一条の五及び第五十一条の六において単に「大学」という。)において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、測量に関し一年以上の実務の経験を有するもの

二 短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校

であつて文部科学大臣の認定を受けたもの（以下この号及び次条第二号において「短期大学等」と総称する。）において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。同号において同じ。）で、測量に関し三年以上の実務の経験を有するもの

三〇五 （略）

六 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認定した者

（測量士補となる資格）

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、測量士補となる資格を有する。

一〇四 （略）

五 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認定した者

（登録の要件等）

第五十一条の四 国土交通大臣は、第五十一条の二の規定による登

（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）であつて文部科学大臣の認定を受けたもの（以下この号、次条、第五十一条の五及び第五十一条の六において「短期大学等」と総称する。）において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。次条第二号、第五十一条の五第一項第二号及び第五十一条の六第二号において同じ。）で、測量に関し三年以上の実務の経験を有するもの

三〇五 （略）

（新設）

（測量士補となる資格）

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、測量士補となる資格を有する。

一〇四 （略）

（新設）

（登録の要件等）

第五十一条の四 国土交通大臣は、第五十一条の二の規定による登

録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 測量に関する科目で国土交通省令で定めるものについて、講義及び実習を行うものであること。

二 測量士及び測量士補の業務において使用される機器であつて、実習のために用いるものとして国土交通省令で定めるものを、国土交通省令で定める数量以上の数量有していること。

三 第一号の国土交通省令で定める測量に関する科目を教授する教員を有し、かつ、専任教員（これらの教員のうち専任の者であつて国土交通省令で定める要件に該当するものをいう。以下この号において同じ。）の人数及び専任教員のうち専門分野を教授することができる者その他の国土交通省令で定める者の人数が、それぞれ国土交通省令で定める人数以上であること。

（削る）

録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 第五十条第三号の登録を受けようとする場合にあつては別表第一の一の項に、同条第四号の登録を受けようとする場合にあつては同表の二の項にそれぞれ掲げる測量に関する科目について、講義及び実習を行うものであること。

二 別表第二の上欄に掲げる実習機器を、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上の数量有していること。

三 別表第一に掲げる測量に関する科目を教授する教員を有し、かつ、これらの教員のうち専任の者（以下「専任教員」という。）の人数が、第五十条第三号の登録を受けようとする場合にあつては三人（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた人数）、同条第四号の登録を受けようとする場合にあつては六人（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに二を加えた人数）以上であること。

四 専任教員のうち、専門分野（測地に関する科目（別表第一の一の項第五号から第八号までに掲げる科目をいう。）に関する分野（以下「測地分野」という。）及び地図に関する科目（同項第九

(削る)

2
(略)

第五十一条の五及び第五十一条の六
削除

号から第十一号までに掲げる科目をいう。)に関する分野(以下「地図分野」という。)をいう。以下同じ。)を教授することができ
る者の人数が、測地分野又は地図分野ごとにそれぞれ一人以上
であること。

五 専任教員のうち一人は、主任専任教員(専門分野を統括し、かつ、別表第一に掲げる測量に関する科目に関する高度な測量技術を主任する者をいう。以下同じ。)であること。

2
(略)

(専任教員の資格)

第五十一条の五 専任教員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 大学において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、専門分野に関する教育に五年以上従事し、かつ、第四十九条第一項に規定する測量士の登録(以下単に「測量士の登録」という。)を受けているもの

二 短期大学等において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、専門分野に関する教育に八年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているもの

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有する者

2 専任教員は、他の養成施設の専任教員と兼務することができない。

(主任専任教員の資格)

第五十一条の六 主任専任教員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 大学において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、専門分野のうち第五十一条の四第一項第四号の規定により自己が教授する分野である測地分野又は地図分野（以下この号及び次号において「担当分野」という。）に関する教育に八年以上又は担当分野に関する教育に五年以上かつ専門分野のうち担当分野以外の分野に関する教育に三年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているもの

二 短期大学等において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、担当分野に関する教育に十一年以上又は担当分野に関する教育に八年以上かつ専門分野のうち担当分野以外の分野に関する教育に三年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているもの

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有する者

（国土交通省令への委任）

第五十四条 この法律に定めるものを除くほか、測量士又は測量士補の登録に関して必要な手続及び測量士又は測量士補の試験科目その他試験に関して必要な事項は、国土交通省令で定める。

（測量士及び測量士補となる資格の在り方の検討）

第五十四条の二 政府は、測量に関する業務において、測量士及び測量士補の能力が適切に評価され、並びに測量士及び測量士補が十分に活用されるようにするため、測量士及び測量士補の中長期的な育成及び確保に留意して、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第三十二条の規定による検討とともに、測量士及び測量士補となる資格の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録申請書の添付書類）

第五十五条の三 前条の登録申請書には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 四 （略）

五 登録申請者（法人である場合においては、その役員を含む。）

（施行規定）

第五十四条 この法律に定めるものを除くの外、測量士又は測量士補の登録に関して必要な手続及び測量士又は測量士補の試験科目その他試験に関して必要な手続は、政令で定める。

（新設）

（登録申請書の添付書類）

第五十五条の三 前条の登録申請書には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 四 （略）

五 登録申請者（法人である場合においては、その役員を含む。）

及び法定代理人が第五十五条の六第一項第一号から第七号までに該当しない者であることを誓約する書面

六 (略)

(登録の拒否)

第五十五条の六 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は登録申請書若しくは添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 三 (略)

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第七号において「暴力団員等」という。)

五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
六 法人でその役員のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者のあるもの

七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

八 (略)

2 (略)

及び法定代理人が第五十五条の六第一項第一号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面

六 (略)

(登録の拒否)

第五十五条の六 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は登録申請書若しくは添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 三 (略)

(新設)

四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前三号又は次号のいずれかに該当するもの
五 法人でその役員のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者のあるもの

(新設)

六 (略)

2 (略)

(廃業等の届出)

第五十五条の九 (略)

2 測量業者は、第五十五条の六第一項第一号及び第三号から第八号までのいずれかに該当するに至つたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

(登録の取消し又は営業の停止)

第五十七条 国土交通大臣は、測量業者が次の各号の一に該当するときは、当該測量業者の登録を取り消さなければならない。

一・二 (略)

三 第五十五条の九第二項の規定による届出がなくて第五十五条の六第一項第一号及び第三号から第八号までのいずれかに該当する事実が判明したとき。

2・3 (略)

(削る)

(廃業等の届出)

第五十五条の九 (略)

2 測量業者は、第五十五条の六第一項第一号及び第三号から第六号までの規定に該当するに至つたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

(登録の取消し又は営業の停止)

第五十七条 国土交通大臣は、測量業者が次の各号の一に該当するときは、当該測量業者の登録を取り消さなければならない。

一・二 (略)

三 第五十五条の九第二項の規定による届出がなくて第五十五条の六第一項第一号及び第三号から第六号までの規定に該当する事実が判明したとき。

2・3 (略)

別表第一(第五十一条の四関係)

項	測量に関する科目
一	一 測量に関する法規
二	二 測量に関する数学

二	
三 測量に関する情報処理	一 測量に関する法規及びこれに関連する国際条約
四 測量学概論	二 測量に関する基礎理学
五 三角測量	三 測量に関する基礎工学
六 多角測量	四 測地測量
七 汎地球測位システム測量	五 地形測量
八 水準測量	六 写真測量
九 地形測量	七 地図編集
十 写真測量	八 応用測量
十一 地図編集	九 地理情報システム
十二 応用測量	十 測量に関する課題研究
十三 その他の測量関連科目	

(削る)

十一	測量に関する表現技術
十二	測量実務

別表第二(第五十一条の四関係)

実習機器	数量
セオドライト	十五式(五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量)
レベル	十五式(五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量)
電子レベル	一式(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量)
汎地球測位システム測量機	一式(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量)
平板	二十式(五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量)
電子平板	一式(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量)

備考		反射式実体鏡	設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量)
		図化機又は解析図化機	五台（五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに五を加えた数量）
	スキヤナ	一台（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量）	
	ディジタイザ	一台（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量）	
	プロッタ	一台（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量）	
	パーソナルコンピュータ	二十台（五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに五を加えた数量）	

一 セオドライトの数量のうち五分の一以上は、距離を測定する機能を備えたものとする。

二 第五十条第四号の登録を受けようとする場合にあつては、汎地球測位システム測量機及び電子平板の項中「二式」とあるのは「二式」とし、かつ、平板を有することを要しない。